

転換期の今 ～違反是正の定着に向けて～

那須地区消防本部予防課 加藤勇一

はじめに

那須地区消防本部は、栃木県の北東部に位置し、大田原市、那須塩原市及び那須町の2市1町を管轄している。

那須地区は、平家物語の屋島の戦いで扇的を射抜いた那須与一公ゆかりの地であり、那須岳の裾野には那須高原が広がり、那須温泉郷、塩原温泉郷という古い歴史を持つ名湯を有する自然豊かな多くの観光客が訪れる地域である。

当消防本部は、1本部4課、4消防署、5分署、実員321人、管内人口21万人、管轄面積は1,300km²の消防単独の一部事務組合である。

予防業務は、消防本部予防課に予防係、指導係、危険物係、査察係、消防署に毎日勤務の庶務予防係が配置され、防火対象物の査察業務は、予防課予防係、査察係及び消防署の庶務予防係が担当している。

背景

当消防本部の職員が平成29年度に受講した第1回消防大学校査察業務マネジメントコース、その初日の講義での冒頭、講師から極めて深刻な結果が発表された。

「許してはいけない重大違反をほったらかしに

しないこと。これから管轄人口20万人以上の全国の消防本部の中で、重大違反の数、長期違反の数を占める割合についてのワースト9を発表します。ワースト1、トップは栃木県那須地区消防本部です。」

当消防本部は、違反処理規程に従い命令等の上位措置へ移行した前例が無いことから、違反処理に踏み込まず、結果として行政指導を繰り返すことで、違反が継続している対象物が多数存在しており、その違反是正は長年にわたる課題であった。

当消防本部の前身である大田原地区広域消防組合消防本部と黒磯那須消防組合消防本部が、平成27年10月に那須地区消防本部として統合したことによって管轄人口20万人以上の消防本部となり、直面していた課題が顕在化した。

初めての違反処理

当消防本部は、長期間違反の重点違反対象物が多数あるという課題を抱えたまま平成30年4月に違反公表制度の施行を迎えることになった。

今まで、積み重ねられてきた重大違反対象物。担当者は、その一覧表を何度も見返しながら呆然とするしかなかった。

「1件、1件は正していくしか方法はないだろう。」

同年4月に着任した予防課長からの力強い指示を受け、まずは火災危険性の高い重大違反対象物と長期間違反の重大違反対象物を優先して違反是正を目指すことにした。

最初の対象としたのは、昭和40年代に建築された店舗を改装して、1階を物販・飲食店、2階・3階をゲストハウス((5)項イの用途)としている特定一階段(管理権原者数1・(16)項イ)の対象物Aである(鉄骨造一部木造3/0、延べ面積877.26m²)。

対象物Aは、防火対象物使用開始、防火管理関係の届出などが全て未届で開業、防災物品未使用、防火管理者未選任、消防計画未作成、消防用設備等(消火器、自動火災報知設備、誘導灯、避難器具)一部未設置等の違反があり、併せ



那須神社(大田原市)

て建築基準法及び旅館業法に係る違反の疑義もあり、関係部局と共に立入検査、違反調査を実施していった。

当消防本部は、違反処理に係る実況見分調書等を作成した前例も無く経験した職員も皆無である。担当者間で、違反処理標準マニュアル、参考図書を確認して進めていったが、自らの消防本部で解決するには困難な様々な疑問が次から次へと生じていた。

このような状況の中、警告書、命令書の添削、命令書の交付方法、命令の解除など、マニュアル等に記載されていない些細な疑問は、都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部の宇都宮市消防局に質問して、きめ細やかな貴重な助言をいただいた。

時には、是正指導の難しさをアドバイザーに共感していただき、心強い激励を受け、様々な局面に臨み、平成30年6月30日に、当消防本部として初めての警告を行った。その後も違反が是正されないことから、告発を視野に入れ、地元警察の協力も得ながら同年12月25日に命令を発動した。命令後に関係者が改修に向けて動き出し、平成31年3月14日に全ての違反が是正され、命令事項の履行を確認、命令を解除し、標識及び公示を撤去した。

当消防本部にとっては、これが初めての違反処理であり、この事案を契機に平成30年度に警告1件、令和元年度には警告8件、命令1件の違反処理を行い、違反是正を推進している。



那須岳(那須町)

違反是正の推進に係る実務研修

違反是正の推進に係る実務研修への参加は、当消防本部が違反是正を開始する大きな後押しとなった。

平成30年度、宇都宮市消防局において実施された区分B研修会を受講した職員は、研修で違反是正の新たな知識、技術に触れ、違反是正の重要性を強く認識し、研修後は強い熱意を持ちながら重大違反対象物の違反是正において中心的な役割を果たしている。

前述した命令の経験もあって、区分A研修会の受講要件を満たすこととなり、令和元年度には、私自身が横浜市消防局で開かれた研修会を受講した。

横浜市の組織体制と先進的な取組みの講義、特別査察隊による違反処理の知識と技術の教えを受け、事例検討では横浜市消防局の職員と他の研修生と共に、火災危険性、人命危険を排除するための討議や検討を行い、違反是正に近道は無く、基本に忠実に違反を是正する消防機関としての任務を再認識した。

区分A研修会を受講した1カ月後、受講した責務と地域の違反是正の推進を図るという趣旨で、令和2年1月31日に当消防本部が中心となって査察及び違反是正推進研修会を開催した。



令和元年度違反是正の推進に係る実務研修【区分A】修了式後の研修生(令和元年12月2日～6日、受入消防本部：横浜市消防局)

研修会には、横浜市消防局に講師派遣を依頼し県内消防本部からも担当職員が多数参加した。参加者は、研修会で横浜市消防局の取組みや違反是正の事例を知り、査察と違反是正の重要性と熱意の必要性を改めて認識することとなった。

研修会前に総務省消防庁から発出された「重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係るフォローアップ調査の結果について(令和2年1月22日消防予第16号)」には、当消防本部が報告した重大違反対象物として、431件。この件数について講師はこの研修会の中でこう言及した。

「全国の消防本部の中でも最多の数字を報告したことは、この先はしっかりと違反是正に取り組んでいくという意気込みの現れです。」

更に、講師から「違反是正は、組織全体として取り組んでいくトップクラスの組織的課題」との提言があり、参加者は、違反是正に挑む使命感を強く確信することとなった。

この研修会で得た知見は、今もなお当消防本部の違反是正の進展に大きく作用している。

査察執行管理会議

当消防本部では、前述した初めての違反処理を進めていた平成30年10月から査察規程の改正を検討した。改正した査察規程では、立入検査



査察及び違反是正推進研修会(令和2年1月31日)

及び違反処理の執行状況の進行管理の徹底や速やかな違反処理執行方針決定を行うための会議の場として、査察執行管理会議を設置する規定を追加、平成31年4月1日から施行した。

重大違反対象物の大半を占めていたのは、主に特定小規模施設用自動火災報知設備の設置を必要とする宿泊施設や違反覚知から10年を経過している対象物であった。消防法改正に伴い遡及適用対象となった宿泊施設の違反は、重大違反対象物431件のうち344件に及んだ。

初めての警告、命令を行い、権原を行使する手応えを感じていたが、多くの重大違反対象物の違反是正を限られた人員で最大限効果的に推進するには、組織的な検討と意思決定を仰ぐ必要があった。

令和元年7月25日に初の査察執行管理会議を開催し、消防本部消防長、消防本部次長、各消防署長が出席し、重大違反対象物の関係者への指導経過、違反是正意思等の状況を共有するとともに、今後の違反是正策を協議及び検討した。

この時点で、重大違反対象物の数は415件。

特にこの会議で重点的に検討されたのは、重大違反対象物の違反を効率的に早期是正する方策であり、会議の場で「違反是正を担当する専属の係が必要でしょう。」という意見が出て、この会議で違反是正の担当を新たに設けることが決定、令和元年10月1日から予防課に査察係が発足することとなった。



本部庁舎を活用した査察シミュレーション訓練

令和元年は、今後の査察業務、違反是正への取組みを始動する新たな道筋が示された当消防本部にとっての違反是正元年でもある。

査察係

査察係の最初の任務は、重大違反対象物の中でも特に多くの数を占めていた貸別荘を利用した簡易宿所、オートキャンプ場に併設されたコテージなどの宿泊施設の違反是正。主に自動火災報知設備未設置違反の是正である。

これらの対象物が点在する那須町は、予防課の執務室がある消防本部庁舎からは片道50分程度の距離にあることから、より機動的に早期の是正を図るため最寄りの管轄署に係長1名、係2名が配置された。査察係長は、前述した消防大学校査察業務マネジメントコースを修了した職員である。消防大学校査察業務マネジメントコース受講時の「重大違反対象物のうち長期間違反対象物の占める割合ワースト1」の汚名返上に挑み、査察係の発足から約6カ月の間に、小規模な対象物ではあるが、新たに覚知した違反対象物を含めた444件を是正し、引き続き重大違反対象物の是正に奮闘している。

一方、違反覚知から長期間経過している重大違反対象物の違反是正にも改めて着手している。

定期的に立入検査を行い、その都度是正を求めていた物品販売店舗、最後の立入検査から数年経過してしまった歯科医院、資料が無い昭和初期から続く割烹料理店、対象物の状況は



板室温泉郷(那須塩原市)

様々だが対象物の関係者から「昔から何も変わっていないのに。」「今までそんなことを言われたことはない。」と何度も同じ言葉を聞かされている。

それでも、違反是正の推進に係る実務研修において学び得た「やるべきことを淡々とやる」、「道は決まっている」の志とともに、危機感を持って違反是正に挑んでいる。

警防職員による査察

重大違反対象物の是正と同時に取り組んでいるのは、警防職員による査察である。

当消防本部の査察業務は、予防課、消防署の予防担当の毎日勤務員という体制である。

平成30年度には、警防職員を対象に本部庁舎を防火対象物に想定した初歩的な査察シミュレーション訓練、令和元年度には予防課職員が各消防署と分署に赴き、査察業務の疑問に答える少人数での研修を行ったが、査察業務の定着と査察員を育てる環境を整えるためには、体系的な教育研修を継続する必要があると感じている。

消防組織法に規定される「消防の任務」、「十分に果たすべき責任」、消防法に規定される「消防の目的」を改めて問い直し、査察は警防業務に通ずる業務であるという認識を着実に植えつけていかなければならない。

おわりに

この那須地区は、明治初期に当時の県令、貴族により今も残る別邸が築かれ、那須野が原と呼ばれる原野に水路を通し、その水路が田畑を潤し発展を遂げてきた地域である。

違反是正に係る様々な制度の支援を受けて試行錯誤しながら転換期を迎えている今、他都市消防本部からの助言をいただきながら、違反を是正するという確固たる信念の基に、消防機関の任務を果たしていかなければならない。

那須地区消防本部の予防業務には、違反是正という堅固な水路が通ったことにより新たな潤いと新たな視点が確実に根付き始めている。

